

及び内閣に対して意見の申出を行った。これを受けて、2007（平成19）年5月、「国家公務員の育児休業等に関する法律」（平成3年法律第109号）が改正された（2007年8月1日施行）。

また、2007年の人事院勧告時の公務員人事管理に関する報告において、超過勤務の縮減は、職業生活と家庭生活の調和の観点からも、喫緊に取り組む必要のある重要課題であり、政府全体の計画的な取組が肝要であることについて言及した。

地方公務員については、一般的に公務の世界に多様な働き方を導入するため、「地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律」（平成16年法律第85号）により、任期付短時間勤務職員制度を創設し、制度の周知を図っている。この制度の活用により、短時間勤務職員が育児のための部分休業を取得している職員の業務を代替することで職員の育児のための部分休業の取得を推進し、子育てを支援している。

さらに、国家公務員と同様に、地方公務員においても、職務を完全に離れることなく長期にわたり仕事と育児の両立が可能となるよう、小学校就学の始期に達するまでの期間、育児のための短時間勤務をすることができる制度等を導入するとともに、あわせて部分休業の対象となる子の範囲も小学校就学の始期に達するまでに拡大するため、2007年5月、「地方公務員の育児休業等に関する法律」（平成3年法律第110号）が改正された（2007年8月1日施行）。

## 6 農山漁村での両立支援

農山漁村の女性は、仕事に加え家事・育児等の負担が大きいことから、出産・育児期の女性の負担を軽減し、農林漁業経営及び地域社会活動への参画を支援するため、シンポジウム等の開催、農山漁村における子育て支援活動の優良事例の紹介、子育て支援に携わる担当者への情報提供などを行っている。

### 第5節

## 妊娠・出産しても安心して働き続けられる 職場環境の整備を進める

「男女雇用機会均等法」（昭和47年法律第113号）は、妊娠・出産等を理由とする不利益な取扱いを禁止するとともに、妊娠中及び産後1年以内の解雇について、事業主が妊娠・出産等を理由とする解雇でないことを証明しない限り無効とすること等を定めており、同法に違反する事業主に対し指導を行い、是正を図っている。また、2007（平成19）年11月に「男女雇用機会均等対策基本方針」を策定し、働き続けることを希

望する者が就業意欲を失うことなくその能力を伸長・発揮できる環境の整備等を進めることとしている。

「労働基準法」（昭和22年法律第49号）の母性保護規定及び男女雇用機会均等法により事業主の義務とされている妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置について周知徹底を図るとともに、事業主が母性健康管理の措置を適切に講じることができるよう、医師等の指導事項を事業主に的確に伝

えるための「母性健康管理指導事項連絡カード」の利用の促進を図っている。

母性健康管理に関して必要な措置を講じない男女雇用機会均等法違反の事業主に対

し指導を行い、是正を図っている。さらに、事業所内の産業医等産業保健スタッフ等への研修を実施している。

## 第6節

## 再就職等を促進する

子育て等のためにいったん離職した女性の再就職・起業等を総合的に支援するための「女性の再チャレンジ支援プラン」(2006(平成18)年12月改定)に基づき、関係府省が密接に連携して支援策の推進に努めている。

職業能力開発施設では、土日・夜間等の時間帯を活用した訓練コースを設定し、訓練機会の確保を図った。2006年度から、マザーズハローワークを全国12か所に設置し、子育てをしながら早期の就職を希望している者等に対してきめ細かな就職支援を実施している。2007(平成19)年度においては、マザーズハローワーク未設置県の主要なハローワークにマザーズサロン(36県各1か所ずつ)を設置して同様のサービスを展開している。

また、育児、介護等のために退職し、将来再就職を希望する者に対し、セミナーの実施、情報提供等の援助を行うほか、キャリア・コンサルタント等による相談の実施等、再就職のための計画的な取組が行えるようきめ細かい支援を行う再チャレンジサポートプログラムを実施し、マザーズハローワーク等と連携して再就職の促進を図るとともに、インターネット上で再就職に向けた具体的な取組計画の作成や再就職のための基礎知識を習得できるe-ラーニングプ

ログラムの提供を行っている。

内閣府では、子育て支援を行う民間の団体と連携して、再チャレンジを目指す女性向けの情報提供を行う講座の開発を行うとともに、総合的な支援情報ポータルサイト「女性いきいき応援ナビ」(<http://www.gender.go.jp/re-challenge/index.html>)を通じ子育て等でいったん退職した女性等の再就職・起業支援を推進している。また、女性が身近な地域で気軽に再チャレンジに関する相談ができる相談窓口を設置し、必要な情報やサービスをワンストップで受けられるような取組を各地域において推進するため、2006年度から、7府県において「再チャレンジ支援地域モデル事業」を実施している。